

法第 2 条（用語の定義）建築物

ビニールハウス等

農業用又は畜産用の用途に供するビニールハウス（畜舎及び鶏舎を除く。）で、屋根がシート状の材料でふかれているものは、建築物として扱わない。（昭和 3 7 年住指発第 8 6 号）